

第3節 国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、わが国は、防衛力を抜本的に強化することに加えて、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築することとしている。その際、政府内の縦割りを打破し、政府一体となった取組を強化していくことが不可欠である。

このような観点から、国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する取組として総合的な防衛体制の

強化を進めることとし、①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力の4つの分野における取組を推進することとしている。また、こうした取組以外にも、平素からの常時継続的な警戒監視や宇宙領域に関する取組、大規模災害や在外邦人等の保護措置・輸送への対応など、国の総力を挙げて対応すべき取組があることから、防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体などと緊密に連携して対応し、国全体の防衛体制を強化していく。

1 研究開発

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用と安全保障用の技術の区別は極めて困難となっている。世界では民生用途でのイノベーションと防衛用途でのイノベーションが、相互に影響し合う中で発展してきており、わが国でも政府、民間のそれぞれで活発に進められている研究開発の成果を防衛目的にも活用することは非常に重要である。

このような認識から、国家安全保障戦略において、研究開発の分野における取組を進めることとし、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資

する科学技術の研究開発を推進することとしている¹。

この考えに基づき、関係省庁の民生利用目的の研究のなかで、総合的な防衛体制の強化にも資するものを「重要技術課題」として当面推進していくこととし、2024年度よりマッチング事業が認定されることとなった。

認定された事業については、関係省庁の取組のなかで推進しつつ、防衛省の研究開発に結びつく可能性が高いものを発掘し、育成していくこととしている。

参考 図表Ⅲ-1-3-1 (2025年度のマッチング事業(研究開発)の概要)、Ⅴ部1章1節2項2(防衛産業の活性化)

図表Ⅲ-1-3-1 2025年度のマッチング事業(研究開発)の概要

重要技術課題	マッチング事業の概要
エネルギー	・太陽光発電エネルギーの送電技術に関する研究開発 ・高性能な蓄電技術に関する研究開発 ・高出力レーザー技術に関する研究開発 など
センシング	・測時・測位の高精度化技術に関する研究開発 ・環境の電磁波測定技術に関する技術開発 ・リモートセンシングに関する研究開発 ・超高感度センシング技術に関する研究開発 ・複数センサ情報の融合技術に関する研究開発 など
コンピューティング	・量子コンピュータ等の次世代コンピューティングに関する研究開発 ・エッジコンピューティングに関する研究開発 ・光電融合技術を用いた研究開発 など
情報処理	・膨大なデータの予測・抽出技術の研究開発 ・AIを用いた環境・状況認識支援に関する研究開発 ・センサデータの効果的な可視化技術に関する研究開発 ・生体状態の計測解析技術に関する研究開発 など
情報通信	・高速大容量・低遅延通信技術に関する研究開発 ・高速光通信デバイスに関する研究開発 ・量子技術によるセキュア通信技術に関する研究開発 など
情報セキュリティ	・サイバー攻撃の観測技術の高度化に関する研究開発 ・サイバー空間のセキュリティ技術に関する研究開発 ・秘匿計算を用いたセキュリティ技術に関する研究開発 など
マテリアル	・AI等の計算科学技術・高度計測技術を用いた材料に関する研究開発 ・バイオ分野の材料・素材に関する研究開発 ・自己修復する機能材料に関する研究開発 ・耐熱材などの高度加工技術に関する研究開発 など
無人化・省人化	・無人機の環境認識技術に関する研究開発 ・ブレイン・マシン・インターフェースに関する研究開発 ・無人機の群制御技術に関する研究開発 など
機械(構造、設計、推進など)	・過酷環境における安全性・信頼性に関する研究開発 ・数値解析を用いた設計・製造プロセスに関する研究開発 ・次世代の飛行技術に関する研究開発 ・衛星技術に関する研究開発 など

1 以上、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議(議長:内閣官房長官)でとりまとめられた「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進のための重要技術課題」(令和5年8月25日)より抜粋。

2 公共インフラ整備

国家安全保障戦略では、自衛隊や海上保安庁による円滑な利用を目的として、空港や港湾などの公共インフラを整備または機能を強化する政府横断的な仕組みや、平素からの利活用に関するルール作りなどを行うこととしている。

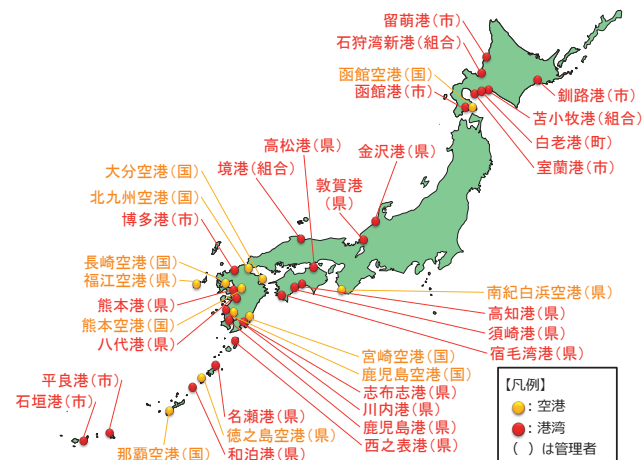
このような方針のもと、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な空港や港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けており、この枠組みを設けた空港や港湾を「特定利用空港・港湾」としている。

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の艦船、航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしている。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資の輸送などに資するよう、「特定利用空港・港湾」と自

衛隊の駐屯地などとのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとしている。

□ 参照 図表Ⅲ-1-3-2（特定利用空港・港湾（2025年4月1日現在））

図表Ⅲ-1-3-2 特定利用空港・港湾
（2025年4月1日現在）



3 サイバー安全保障

1 政府全体の取組

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

特に、政府機関などの情報システムのサイバーセキュリティ確保についての施策を中心に取り組むこととし、サイバー安全保障関連予算の増額を図るとともに、複数の幹部職員の新たな配置や指揮命令系統の強化により、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）^{ニスク}の抜本的強化を図ることとしている。また、能動的サイバー防御に関する事業については、2024年11月、政府の有識者会議において、サイバー攻撃を受けた時など政府と民間企業がお互いに情報共有するなどの「官民連携の強化」や、

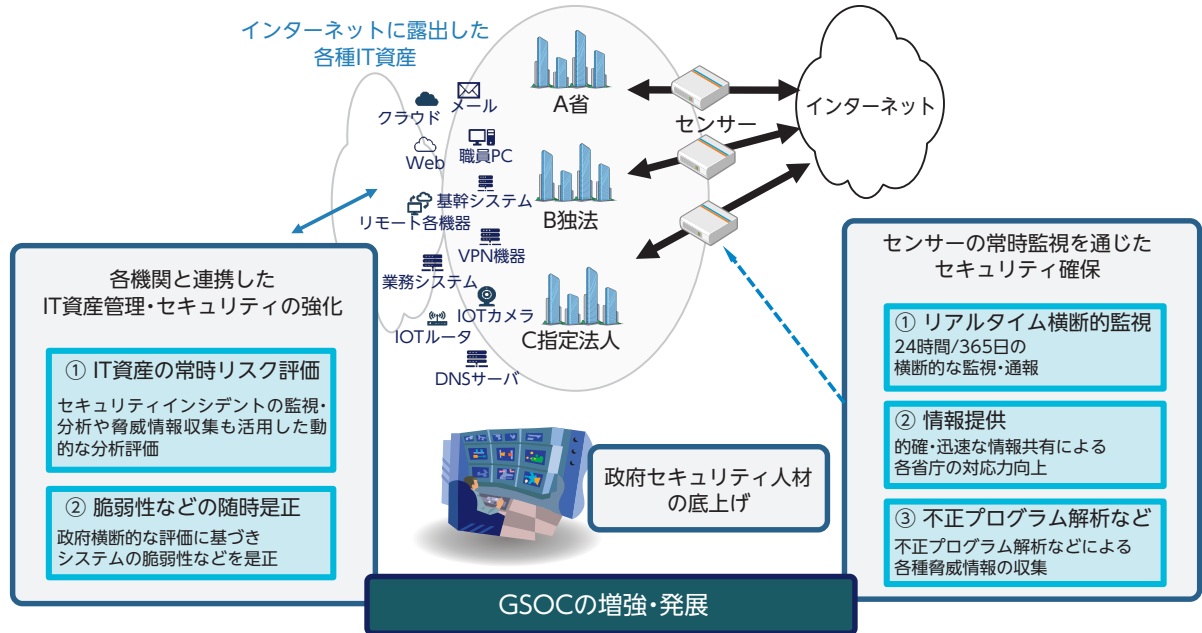
一定の条件下で通信情報の分析を行うなどの「通信情報の利用」、サイバー攻撃を受けた場合に攻撃元にアクセスし被害を防止するといった「アクセス・無害化」など、能動的サイバー防御の導入に向けた提言がまとめられた。この提言を踏まえて取りまとめたサイバー対処能力強化法および同整備法²が2025年5月、国会で成立した。これにより、基幹インフラ³などに対するサイバー攻撃による被害防止のため、自衛隊が対処を行う特別の必要がある場合に、自衛隊は通信防護措置を実施できることとなった。同法の施行に向けて、防衛省・自衛隊としても、関係省庁と連携して政府の取組に積極的に貢献していく。

□ 参照 図表Ⅲ-1-3-3（政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化）、1節1項5（サイバー領域における対応）、2節4項2（サイバー領域）

2 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律および重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
3 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に規定する、電気・ガス・水道等のインフラ事業者

図表Ⅲ-1-3-3 政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化

○既存のセキュリティ常時監視の枠組(GSOC: Government Security Operation Coordination team)の増強・発展を図る。
○質・量ともに激しさを増すサイバー攻撃に対応するため、政府機関などのシステムを常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性などを随時正する仕組みを導入し、サイバー攻撃を受けにくい情報システムの実現を目指す。



2 関係機関との連携や協力

防衛省・自衛隊は、警察庁、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省と並び、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に貢献しており、例えばサイバー攻撃対処訓練への参加

や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供、情報セキュリティ緊急支援チーム⁴ (CYMAT) に対する要員の派遣などを行っている。また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断に関し、自衛隊が有する知識や経験を活用し、協力している。

4 わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、わが国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の抑止力を向上させることが不可欠である。このため、外務省は、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献することを目的に、政府開発援助 (ODA) とは別に、2023年、新たに無償による資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援 (OSA) を創設した。OSAは、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備などを行うものであり、外務省のみならず、防衛省を含む関係省庁間で緊密に連携しつつ取組

を進めている。

2023年度は、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、フィジーの4か国の軍に対し、海洋安全保障分野の警戒監視能力の向上に資する機材の供与を決定しており、2024年度は、フィリピン、インドネシア、モンゴル、ジブチに対して、海洋安全保障分野の警戒監視や、航空管制などの能力の向上に資する機材を供与することとした。

⁴ 政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティにかかる事象が発生した際に、被害拡大防止、復旧、原因調査や再発防止のための技術的な支援、助言などを行うチーム。

参照 図表Ⅲ-1-3-4（これまでのOSAの実績（2023～2024年度））

図表Ⅲ-1-3-4 これまでのOSAの実績（2023～2024年度）				
年度	国名	E/N署名・交換日	供与金額	供与機材
2023年度	フィリピン	2023年11月3日	6億円	沿岸監視レーダーシステム
	バングラデシュ	2023年11月15日	5.75億円	警備艇
	マレーシア	2023年12月16日	4億円	救助艇など
	フィジー	2023年12月18日	4億円	警備艇など
2024年度	フィリピン	2024年12月5日	16億円	警戒管制レーダー関連機材など
	ジブチ	2024年12月25日	11億円	沿岸監視レーダーシステムなど
	インドネシア	2025年1月10日	10億円	高速警備艇
	モンゴル	2025年2月10日	13億円	航空管制システム

(注) E/Nは、日本政府と相手国政府との間で取り交わす交換公文(Exchange of Note)

5 平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など

1 政府全体の取組

平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、収集した情報などの分析を関係省庁が連携して行うことは、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行うために重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させている。また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周辺地域などにおける武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応についても、平素から警察や海上保安庁と防衛省・自衛隊との間で訓練や演習を行っている。

参照 1節2項1（わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視）

2 海上保安庁との連携強化

海上における治安の確保は第一義的には海上保安庁の任務であるが、海上保安庁では対処できない場合には、自衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処することとなる。

また、他国からの武力攻撃が発生した場合には、自衛



海上保安庁との共同訓練を行う海上保安庁練習船「こじま」（手前）、海自護衛艦「いずも」（奥）（2024年6月）

隊が主たる任務として防衛出動により対処することになるが、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっており、海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。

自衛隊法第80条⁵には「海上保安庁の統制」について定められており、2023年には、同条に基づく防衛大臣による海上保安庁の統制の具体的な手続を含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」が策定された。「統制要領」の策定を受

5 自衛隊法第80条第1項「内閣総理大臣は、第76条第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第78条第1項の規定による自衛隊の全部または一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。」

け、防衛省・自衛隊は、共同訓練などを通じ、海上保安庁との連携を一層強化していく。

2024年10月には、防衛省市ヶ谷地区において、武力攻撃事態を想定した机上訓練を行い、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される、巡視船によ

る住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供など、「統制要領」で確立した手続などを検証した。

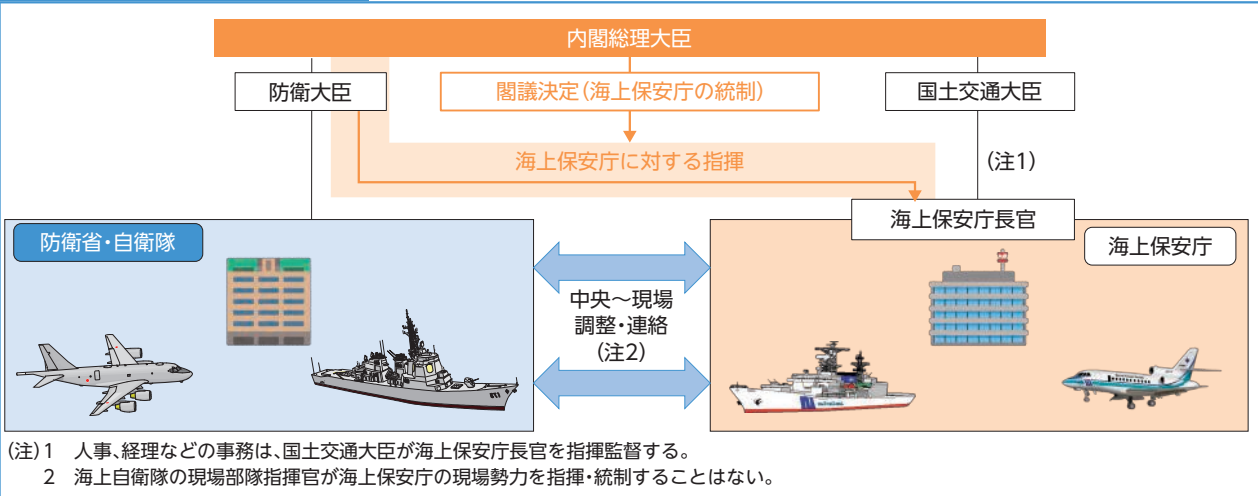
参照 図表Ⅲ-1-3-5（武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領）、I部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）

図表Ⅲ-1-3-5 武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領

統制の手続

●閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係



防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施しうる事項（例）

- ・住民の避難、救援
- ・船舶への情報提供、避難支援
- ・搜索救難、人命救助
- ・港湾施設などのテロなど警戒
- ・大量避難民への対応措置

（注）3 海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

6 宇宙領域に関する取組

1 政府全体の取組

2023年、宇宙開発戦略本部は、国家安全保障戦略を踏まえ、民間技術の防衛分野への活用などを含めた、宇宙安全保障の分野の課題と政策を具体化させる宇宙安全保障構想を初めて策定するとともに、それを反映した宇宙基本計画を決定した。宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づいて策定されるわが国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画であり、わが国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化を目標としている。宇宙安全保障構想では、宇宙安全保障の目標を、わが国が、宇宙空間を通じて国の平和と繁栄、国民の安全と安心を増進しつつ、同盟国・同

志国などとともに、宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することとした。また、防衛省・自衛隊の二ーズを踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用することで、政府の研究開発を積極的に防衛力の抜本的強化につなげることも記述された。

その後、宇宙安全保障構想などに基づき、同年、宇宙に関する不測の事態が生じた場合において、事態を正確に把握・分析し、官民が一体となって適切に対応するための宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会が設置された。また、2024年3月には、安全保障・民生分野において横断的に、技術・産業・人材基盤の維持・発展

に係る課題について検討し、わが国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含む宇宙技術戦略が策定された。

そのほか、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている内閣府宇宙開発戦略推進事務局が中心となり、宇宙活動法⁶、衛星リモセン法⁷や、宇宙資源法⁸に基づき宇宙政策が進められている。

□ 参照 2節4項1(宇宙領域)

2 関係機関や宇宙関連産業との連携強化

情報収集、通信、測位などの目的で宇宙空間の安定的な利用を確保することは、国民の生活とわが国の防衛の双方にとって非常に重要である。このため、防衛省・自衛隊は、宇宙航空研究開発機構(JAXA)を含む関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含む協力や連携を強化している。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、わが国全体としての宇宙空間における能力の向上に

つなげていく。また、2023年、防衛省・自衛隊の宇宙関連システムの運用開始に伴い、防衛省から衛星を運用する民間事業者などに対し、宇宙物体の軌道情報などに関する情報提供を開始した。さらに、2023年、空自は、民間宇宙事業者との活発な意見交換などを目的として、民間のシェアオフィス内に宇宙協力オフィスを開所した。空自は、このオフィスに隊員を常駐させて民間の事業者との意見交換を行っており、得られた知見を将来の装備品導入などに反映していくこととしている。



宇宙協力オフィスにおけるスタートアップ企業との意見交換会
(2025年2月)

7 大規模災害などへの対応

1 政府全体の取組

(1) 基本的考え方

地震や台風などの大規模災害、新型コロナウイルス感染症といった感染症危機などは、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。

大規模災害などに際しては、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

防衛省・自衛隊は、発災当初においては、被害状況の速やかな把握に努め、最優先で人命救助を行う⁹とともに、地方公共団体、関係省庁などと役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などについて調整しつつ、生活支援などを行う。この際、被災により地方公共団体の

態勢が整っていない場合には、自衛隊側から「提案型」の支援を行い、その後は地方公共団体のニーズに基づく活動に移行する。また、自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、情報発信についても強化している。

□ 参照 II部5章3項5(災害派遣など)

(2) 地方公共団体との連携

自衛隊が災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部への国民保護・災害対策連絡調整官(事務官)の設置、②自衛官の出向(東京都の防災担当部局)や相互交流(陸自中部方面隊と兵庫県の間)、③地方公共団体からの要請に応じ、防災分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。

6 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

7 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

8 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律

9 自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、全国の駐屯地などに初動対処部隊(ファスト・フォース、FAST-FORCEと呼称)を、常時即応できる態勢で待機させている。

2025年3月末現在、全国47都道府県・493市区町村に計690人の退職自衛官が、地方公共団体の防災・危機管理部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、実際の災害対応においてその有効性が確認されている。特に、陸自各方面総監部は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有や意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。また、地方公共団体と共に災害対処訓練を行い、災害対処能力の向上に加え、連携強化を図っているほか、災害発生時には、地方公共団体に対して、部隊などから速やかに連絡員を派遣し、地方公共団体と自衛隊との間の調整の円滑化に努めている。

(3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく措置

2020年、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策¹⁰が閣議決定された。本対策を踏まえ、防衛省は、災害発生時において自衛隊の重要な機能を維持する観点から、自衛隊の飛行場や港湾施設などのインフラ基盤の強化や、自衛隊施設の復旧や活用などに必要な資機材の整備、自衛隊施設の耐震化・老朽化対策について重点的かつ集中的に取り組んでいる。

(4) 災害派遣とわが国の防衛態勢の確保

近年、大規模かつ長期間の災害派遣活動が増えているが、わが国の防衛態勢に影響が出ないように、平素の警戒監視などの任務や練度の維持・向上のため、訓練・演習についても滞りなく行っていくことが重要である。

このため、災害が発生した場合、防衛省・自衛隊は人

命救助活動などに自衛隊の有する能力を最大限に活用し、全力で対応するが、生活支援などの活動については、地方公共団体や関係省庁などに対応方針や役割分担、民間企業の活用などの調整を行い、適切な態勢や規模、期間で活動することとしており、今後も、わが国を防衛する態勢を確保しつつ、適切に災害派遣活動を行っていく。

2 自然災害などへの対応

(1) 地震対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、中央防災会議¹¹で想定している首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震や津波が発生した際に、迅速かつ組織的に災害派遣を行えるよう、必要な計画を策定している。

(2) 令和6年能登半島地震にかかる災害派遣

2024年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生したことに伴い、防衛省・自衛隊は、石川県知事と富山県知事からの災害派遣要請を受けて、人命救助などの災害派遣活動を行った¹²。同月2日には、陸自中部方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成し、最大時は約14,000名態勢で活動を行った。本活動においては、人命救助のほか、衛生支援、輸送支援、給食支援、給水支援、入浴支援や、車両などを通行させるための道路啓開などを行った。この際、避難所などの訪問による被災者の要望の把握や、PFI船舶を活用した休養施設の運営など、被災者に寄り添うことに留意したきめ細かな活動を行った。また、予備自衛官と即応予備自衛官を招集し、約200名が生活支援や衛生支援の活動に従



資料：災害派遣について

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html>



資料：防衛省・自衛隊(災害対策) X

URL：https://x.com/ModJapan_saigai



¹⁰ 気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震などの大規模地震の切迫、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用などが不可欠である。このため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化などの推進の各分野について、さらなる加速化・深化を図ることとし、2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模などを定め、重点的・集中的に対策を講ずることとしている。

¹¹ 内閣府におかれる会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者と学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っている。

¹² 石川県知事からの災害派遣要請は2024年1月1日。富山県知事からの災害派遣要請は同月4日。



入浴支援活動(石川県珠洲市)(2024年4月)

事した。さらに、在日米軍に支援を要請し、航空機による支援物資の輸送支援を受けた。

防衛省・自衛隊は、同年2月2日に統合任務部隊から陸自中部方面隊を中心とした態勢に移行し、同年8月31日に活動を終了した(富山県における活動は同年1月9日に終了)。(①活動人員(のべ1,140,000名)、②物資輸送(食料品約430万食、飲料水約230万本)、③給食支援(約26万食)、④給水支援(約6,400t)、⑤入浴支援(約50万人))

(3) 大雨にかかる災害派遣

ア 石川県能登半島における大雨にかかる災害派遣

2024年9月21日、秋雨前線や線状降水帯などの影響により、石川県の能登半島を中心に記録的な大雨が発生し、輪島市、珠洲市、能登町に大雨特別警報が発表された。この大雨により河川の氾濫や土砂災害が発生したため、石川県知事からの災害派遣要請を受けて、陸自と空自が、最大時は約1,400名態勢で人命救助、道路啓開、



行方不明者搜索(石川県能登町)(2024年9月)

物資輸送、給水支援などの活動を行った。同年10月、輪島市と能登町での活動が終了し、同年12月15日、珠洲市において継続していた入浴支援活動を含む全ての活動を終了した。(人員のべ約26,000名、車両のべ約960両、航空機のべ約120機)

イ 山形県酒田市および最上郡戸沢村などにおける大雨にかかる災害派遣

2024年7月25日、山形県において大雨の影響により河川が氾濫するなどの被害が発生し、山形県知事からの災害派遣要請を受け、山形県酒田市や戸沢村などにおいて、陸自と空自が人命救助活動などを行った。(人員のべ約2,300名、車両のべ約420両、航空機のべ約10機)



人命救助活動(山形県酒田市)

(4) 土砂災害にかかる災害派遣

2024年8月28日、愛知県蒲郡市において発生した土砂災害に対し、愛知県知事からの災害派遣要請を受け、陸自が人命救助活動などを行った。(人員のべ約100名)

また、同年10月23日、宮崎県延岡市において発生した土砂災害に対し、宮崎県知事からの災害派遣要請を受け、陸自が人命救助活動などを行った。(人員のべ約510名)



人命救助活動(愛知県蒲郡市)

(5) 鳥インフルエンザ発生にかかる災害派遣

2024年4月から2025年3月末までの間に発生した鳥インフルエンザ対応のうち、自治体のみで対応ができなかったものについて、自衛隊は6県（岩手県、新潟県、茨城県、千葉県、愛知県、島根県）において、各知事からの災害派遣要請を受け、陸自により鳥インフルエンザの発生鶏舎などにおける殺処分支援を行った。（全ての活動をあわせて人員のべ約6,500名）



鳥インフルエンザの発生における殺処分支援
（千葉県銚子市）（2025年1月）

(6) 林野火災にかかる災害派遣

2024年4月から2025年3月末までの間に発生した林野火災のうち、自治体による消火活動で鎮火できなかったものについて、自衛隊は14都道県（北海道、岩手県、山形県、群馬県、山梨県、東京都（伊豆大島）、長野県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県（硫黄島））において、各知事からの災害派遣要請を受け、陸自や空自のヘリコプターにより空中消火活動などを行った。特に、2025年2月に発生した岩手県大船渡市における林野火災においては、平成以降最大規模の延焼範囲となるなか、自衛隊は自治体や消防と緊密に連携して対応し、陸自と空自の航空機のべ約70機が活動して、空中消火活動などを行った。（全ての活動をあわせて人員のべ約8,800名、車両のべ約1,100両、航空機のべ約400機）

VOICE

能登半島地震と能登半島大雨災害に従事した隊員の声

空自第23警戒隊 輪島分屯基地 総務主任 准空尉 出村 里志^{でむら さとし}

私の出身は石川県輪島市で自宅と実家があり、2024年1月1日、能登半島地震により、自宅と実家が被災し、同年9月21日の奥能登豪雨で再び被災しました。二度の被災と子供のころから見慣れた町が見たことのない景色となったことに、大きなショックを受けましたが、「地元のできる限り貢献する」と強い気持ちが芽生えました。災害派遣活動では、能登半島地震においては、人命捜索、物資輸送、給食支援、広報活動を、奥能登豪雨においては、広報活動を中心に実施しました。その中で、特に記憶に残った活動は、避難所での給食支援活動です。空自では、給養員が専門で調理をしていますが、災害派遣活動においては、大半が他職種で編成され、若い隊員の中には初めて包丁を握る者もいましたが、「団結力・協調性・柔軟性」をモットーに任務を完遂できました。また、避難された方々から「輪島分屯基地の隊員が調理した食事は美味しい。」との感想をいただき、最高に嬉しかったです。少しは地元にご貢献できたかなと思いました。

2024年は、二つの重災害とその災害派遣活動を経験し大変な年でしたが、心が折れず頑張れたのは家族の理解と支えがあったからこそです。心から感謝しています。



給食支援活動行方輪島分屯基地の隊員の様子



林野火災における空中消火活動(岩手県大船渡市)



空自航空機による救急患者の輸送(北海道奥尻町)(2024年4月)

☐ 参照 資料18(災害派遣の実績(過去5年間))

3 救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足している地域の救急患者をヘリコプターなどの航空機で輸送(緊急患者空輸)している。2024年度は災害派遣総数377件のうち、318件が救急患者の輸送(急患輸送)であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)や小笠原諸島(東京都)、長崎県の離島などでの活動が大半を占めている。

4 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、原子力災害対処にかかる計画を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。

8 在外邦人等の保護措置および輸送への対応

1 基本的考え方

海外に滞在または渡航する邦人の保護は政府の最も重要な責務の一つである。

防衛大臣は、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出などの保護措置または輸送の依頼があった場合は、外務大臣と協議したうえで、在外邦人等の保護措置または輸送を行うことができる。このため、防衛省・自衛隊は平素から外務省をはじめとする関係省庁と緊密に連携し、事態に即応できるように準備している。

☐ 参照 II部5章3項7(在外邦人等の保護措置および輸送)、資料19(自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について)

2 防衛省・自衛隊の取組

在外邦人等の保護措置または輸送を迅速かつ的確に行うため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢を維持している。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と陸上輸送を担当する部隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇(搭載航空機を含む。)を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定し、待機態勢を維持している。

また、在外邦人等の保護措置または輸送を行うにあたっては、陸・海・空自の緊密な連携が必要となるため、平素から訓練などを行い、連携要領や能力の向上を図っている。このような訓練は、国内外において関係機関とも行っており、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」では、関係省庁や在タイ日本国大使館などの協力のもと、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携の強化を図っている。

防衛省・自衛隊は、これまでに8件の在外邦人等の輸送を行っており、2024年はこのうちの1件、在レバノン共和国邦人等の輸送を行った。

2024年9月27日、レバノン共和国において、イスラエル軍が首都ベイルート近郊を含む大規模空爆や南部で地上作戦を行うなど、現地情勢が急激に悪化したことから、防衛大臣は、外務大臣の依頼を受け、空自の輸送機をヨルダンとギリシャに移動させ、待機することを命令した。本命令を受け、同年10月3日、C-2輸送機2機が本邦を出発した。同日、防衛大臣は、外務大臣からの依頼を受け、在レバノン共和国邦人等の輸送を命令し、同月4日、C-2輸送機2機のうち、1機により、レバノン共和国から16名の邦人等¹³をヨルダンまで輸送した。

 参照 資料20（在外邦人等の輸送実績）



在レバノン共和国邦人等の輸送において邦人等をヨルダンで出迎えた時の様子

3 中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保などの取組

防衛省・自衛隊は、これまで、2016年の在南スーダン邦人等輸送や、2021年のエチオピア情勢悪化に伴う調査チームの派遣といった場面で、自衛隊の海賊対処部隊が使用しているジブチ共和国の活動拠点（ジブチ拠点）を活用してきた。

こうした経験も踏まえ、国家安全保障戦略において、「ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していくこと」が示された。その後も、ジブチ拠点を活用し、2023年に在スーダン邦人等輸送を実施したことなどを踏まえれば、今後も中東・アフリカ地域において、在外邦人等の保護措置および輸送の必要性が生じる可能性は排除されない。このため、政府は、2023年に「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」を閣議決定した。

これを受け、海賊対処部隊に、ジブチ拠点における装備品などの集積・管理、防衛協力・交流、情報収集・分析など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務を新たに追加した。防衛省・自衛隊は、在外邦人等の安全の確保に万全を期していく。

 参照 資料21（中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について）

¹³ 邦人11名とその外国籍の家族1名、フランス人4名の計16名。